

イラク戦争における中・東欧諸国のアメリカ支持

—リアリスト制度論の視点から—

阿部 悠貴
手嶋 祥子

はじめに

二〇〇三年初頭、イラクへの攻撃をめぐってアメリカとフランス、ドイツの意見が衝突していた。アメリカはイラクによる大量破壊兵器開発、保有を理由に開戦を主張し、他方、フランス、ドイツはその証拠が見つかっていない以上、開戦には正当性がないと反対していた。そのような中、ポーランド、チェコ、ハンガリーをはじめとする中・東欧諸国がアメリカ支持を表明する。これらの国の多くは翌年にヨーロッパ連合（EU）への正式加盟を控えていたが、その中核を担うフランス、ドイツではなく、アメリカへの協力を選んだのであった。

なぜ中・東欧諸国はアメリカを支持したのであろうか。その理由としてしばし指摘されるのが、これらの国は伝統的にロシアへの脅威認識を抱えており、安全保障パートナーであるアメリカとの関係を重視していたからというものである。本稿はこの点を否定するものではなく、必要不可欠な要因であると考えられる。しかしたとえそうであるにしても、この時中・東欧諸国がアメリカを支持すればフランス、ドイツとの対立は避けられず、念願のEU加盟を危険にさらす可能性もあつたのではないだろうか。事実、フランスのジャック・シラク大統領は「非外交儀礼的(undiplomatic)」と評されるほどの強い論調で非難し、このようなことは「子供じみた事柄」である以上に、むしろ「危険なこと」であり、

「忘れてはならないのは、EU加盟国のいくつかの国は国民投票で拡大を承認しなければならないということである。そしてわれわれはよく知っていることであるが、何か新しいことを始める時はいつもそうであるように、世論は拡大を承認することにはつきりと利益を見出せないならば、これに躊躇するだろう」⁽¹⁾

と述べている。それにもかかわらず、なぜあえてアメリカを支持したのであろうか。

本稿は中・東欧諸国とEU諸国の関係に特化してこの理由を考察する。そしてこれを説明する要因として国際制度に加入することで生じる対立に着目する。具体的にはEUという国際制度に入ることにより新規加盟国と既加盟国の間に「利害対立」、ならびに「見解の相違」が生じ、結果、中・東欧諸国はフランス、ドイツではなくアメリカへの協力を選んだというものである。

一点目の「利害対立」とは中・東欧諸国に提示された加盟条件に起因するものである。これらの国はEU加盟に

多くの利益を見込んでいたが、その既加盟国はこれらの国の加入による予算の出費増加、特に農業分野における出費を懸念し、様々な制限を設けることを提案していた。これに加え新規加盟国から移民が流入すると予想されたため、人の移動の自由にも制限を設けることを求めたのであった。そのため、中・東欧諸国の期待に反し、様々な厳しい条件を突き付けられることになったのである。こうしたことから中・東欧諸国の間にはEUへの失望感が広がってきていき、「二級メンバー」として扱われることに強い不満を募らせていった。もちろんこの地位に甘んじることは不本意であったが、EU「内部」での決定に関与することができない以上、状況は変え難かった。そこで「外部」のアクターであるアメリカとの協力関係を強め、これを後ろ盾とすることでEU諸国に対峙していかうとしたのであった。

二点目の「見解の相違」とは、ロシアとの関係をめぐるものである。当時、EUとロシアの経済取引は増えつつあり、EU諸国はこの相互依存が友好関係の構築に通じると考えていた。しかしロシアからの庇護を期待してヨーロッパ回帰を進めてきた中・東欧諸国はこれを単なるロシアへの依存と捉え、特にエネルギー分野での依存を不安視するようになっていった。その結果、安全保障政策の柱であるアメリカの重要性を改めて認識するようになったのである。

つまりEUという国際制度において生じる対立、見解の相違がアメリカとの関係強化に向かわせ、中・東欧諸国はイラクへ戦争を支持する要因になったのである。通常、国際関係論の理解では「制度は協調を促すもの」と考えられてきたが、本稿の議論は「制度が対立を引き起こす」という逆の見方を提示する。このことを「リアリスト制度論 (realist institutionalism)」と呼ばれる分析視角を援用し、またこれを発展させることで論じていく。このことが本稿の理論的な狙いである。

以下、第一節では本稿の問題の所在を明らかにし、第二節では中・東欧諸国のアメリカ支持の理由として考えられるものを比較検討する。第三節では本稿の理論的視座を提示し、これに基づき第四節、第五節ではそれぞれ中・東欧諸国がEUへの加盟交渉においていかなる不満を持つようになったのか、またこれらの国がEUとロシアとの相互依存をどのように見ていたのかを考察する。この点からイラク戦争支持に至った理由を検討し、第六節ではアメリカを支持したことで中・東欧諸国にどのような変化が起きたのかを見ていく。最後に本稿の議論をまとめるとともに、国際関係論の理論的視座としての意義を述べる。

一 問題の所在

イラク戦争開戦に先立つ一年前の二〇〇二年一月、ジョージ・W・ブッシュアメリカ大統領は一般教書演説でイラク、イラン、北朝鮮は大量破壊兵器の開発を目論み、テロ組織を支援する「悪の枢軸国」であると批判した。この中でも特にイラクのサダム・フセイン政権を取り上げ、湾岸戦争の停戦協定にて禁止された大量破壊兵器の開発に着手し、国連による査察を妨害してきたと糾弾した。その後、同年九月にはアメリカの安全を脅かす国には先制攻撃も辞さないといういわゆる「ブッシュ・ドクトリン」を発表し、イラクへの攻撃が本格的に議論されていく。これに対し国連安全保障理事会は決議第一四四一号を採択し、イラクの大量破壊兵器の開発を検証するための査察団を派遣する。しかしその報告によればこれまでのところ大量破壊兵器は確認できなかったというものであったが、アメリカはイラクによる査察妨害があったと論じ、二〇〇三年三月、その有志連合と共にイラクへの攻撃を開始したのであった。

この一連のアメリカの行動に異議を唱えたのがフランスとドイツであった。両国はイラクへの武力行使には安保理決議第一四四一号とは別の決議が必要であり、また大量破壊兵器の存在が確認できない以上、アメリカの行動は容認できないと主張した。

しかしフランス、ドイツの考えが「ヨーロッパ」を代表する意見ではないことが直ぐに判明する。中・東欧諸国がアメリカ支持を表明したのであった。まず二〇〇三年一月三〇日にポーランド、ハンガリー、チェコの三カ国がイギリス、イタリア、スペイン、デンマーク、ポルトガルとともにアメリカのイラク攻撃を支持する意見広告を『ウォールストリート・ジャーナル』に寄稿し、次いで二月四日にはアルバニア、ブルガリア、クロアチア、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、マケドニア、スロヴァキア、スロヴェニア、ルーマニアの十カ国の外相が、イラクにより大量破壊兵器の隠蔽工作が行われたというコリン・パウエル米国務長官の報告を支持する共同声明を発表したのである。先に引用したシラク大統領の発言のるように、この声明はフランス、ドイツに驚きと強い憤りもって受け取められた。^③

なぜこれらの国々はイラク戦争に賛成したのであろうか。「中・東欧諸国」といつてもその範囲は広いが、本稿の対象国を整理してみたい。順序は逆になるが、二月四日に声明を出した後者の十カ国から見ると、これらの国はNATO加盟を目指す「ヴェイリニウス10」と呼ばれており、^④この目的のためにアメリカ支持に回ったということは十分考えられる。すなわちNATO加盟にはアメリカからの賛同が不可欠であるため、信頼できる同盟国であることを示すべくイラク戦争支持を表明したという理解である。この点は先行研究でも指摘されているところでもあるが、^⑤この十カ国に関してはこれは無視できない要因であろう。

では、前者に含まれる中・東欧諸国のポーランド、チェコ、ハンガリーはどうであろうか。これら三カ国は既に

一九九九年にNATO加盟を実現しているので、このようなインセンティブは働かなかったと考えられる。むしろ国際機構への加盟という点で考えるならば、EUへの正式加盟を翌年に控えており、この時フランス、ドイツと関係が悪化することは長年の念願を危うくする可能性もあったのではないだろうか。それにもかかわらず、アメリカへの協力を選択したのであった。そこでこの三カ国に焦点を絞り、以下ではアメリカ支持の理由を掘り下げて検討してみた。

一 イラク戦争におけるアメリカ支持の要因

(1) 国内世論との関係

ポーランド、チェコ、ハンガリーの三カ国がアメリカを支持した理由として一点目に考えられるのが、国内世論がこれを求めていたという可能性である。一九八九年の民主化革命から二〇〇二年末までに、いずれの国においても国政の議会選挙だけでも五回以上実施されており、世論が政治に影響力を及ぼす民主主義国としての基盤は十分に整備されていたと考えられる。従つてもし国民の側から強いアメリカ支持の声が存在したならば、政府もこれを無視するのは難しかったと説明できよう。

しかし世論調査ではイラク戦争に対して否定的な意見の方が強かった。表1、2を見ても分かるようにどの国でも反対の方が圧倒的に高い数値となっている。これを見る限り国民の支持があったという説明はあまり説得的ではないようである。世論の支持がなくなるともあえてイラク戦争を支持した理由を検討することが求められよう。

(2) アメリカ軍基地の建設

第二点目に考えられるのが、中・東欧諸国におけるアメリカ軍の基地建設とその経済効果への見込みという可能性である。安全保障戦略上の関心が冷戦期の西欧諸国の防衛から対テロ戦争へとシフトしつつある中、アメリカは西欧諸国の在欧米軍を縮小し、中東、中央アジア、アフリカへの遠征拠点として中・東欧諸国に注目していた。⁽⁸⁾二〇〇四年二月にはアメリカ軍の専門家チームがポーランド、ブルガリア、ルーマニアにおける候補地の選定のために派遣され、またポーランド、チェコはアメリカが計画するミサイル防衛(MD)システムの配備の受け入れに関する交渉を始めていた。これらの国が選出された理由は単に地理的条件だけではなく、イラク戦争で示された親米路線も要素の一つであると考えられている。⁽⁹⁾アメリカ支持の見返りとして基地建設、その経済効果が期待されていたとするならば、こういった要因は無関係ではなかったのかもしれない。

しかしここでの経済効果とはEU加盟において予想していた利益を上回るものであったのだろうか。後述するように中・東欧諸国はEU加盟によって得られる長期的利益を見込んでおり、⁽¹⁰⁾これも無視できない要因であったと考えられる。また当時、基地建設の交渉は開始されたばかり

表1 国際連合の承認なしで、イラクへの軍事行動が行われること(パーセント)⁽⁷⁾

	ポーランド	チェコ	ハンガリー
賛成	29	32	18
反対	63	61	71
分からない	8	7	11

表2 国際連合の承認なしで、自国軍隊がイラクへの軍事行動に参加すること(パーセント)

	ポーランド	チェコ	ハンガリー
賛成	21	30	8
反対	72	65	76
分からない	7	5	16

で、実現は約束されていなかった（さらに言えば二〇〇九年、バラック・オバマ大統領によってポーランド、チェコのミサイル防衛計画は中止されている⁽¹¹⁾）。このことを考慮するならば、仮に当時、基地の受け入れによる利益が見込まれていたとしても、この視点のみでアメリカ支持の理由すべてを説明するのも難しいであろう。

(3) ロシアへの脅威認識、安全保障パートナーとしてのアメリカ

第三の理由として考えられるのが、これらの中・東欧諸国が伝統的に抱えるロシアへの脅威認識から、安全保障の要であるアメリカとの友好関係を最優先したというものである。恐らくこれが最も説得力のある理由だと考えられる。例えば「中・東欧（とりわけバルト、ポーランド）にとつて、安全保障の基本は周囲の潜在的脅威に対していかに自国の安全保障を確実に維持するか、である」と指摘されるように⁽¹²⁾、この点は不可欠な要因であろう。本稿はこの説明を否定するものではなく、それに立脚した上でなお検討すべき点があると考ええる。

確かにソ連崩壊後、中・東欧諸国は自らの地に生じた力の真空をアメリカとの同盟によって埋めようとしたことは事実であり、それ故、NATOへの加盟を熱望してきたのであった。しかし「力の真空」という視点に基づくならば、（程度の差こそあれ）EU加盟についても同じことが言えるのではないだろうか。つまりNATO加盟、EU加盟といった「ヨーロッパ復帰 (Return to Europe)」を進めることで西側諸国との結び付きを強化し、自らの安全保障の不安定性を補っていきおうとしていたのである⁽¹³⁾。事実、中・東欧諸国は民主化後、自由主義経済への転換を進めることで早くからEUへの加盟希望を表明し、さらにソ連崩壊後のロシアの混乱、続いて起きた一九九三年のクーデター失敗といった事件を目の当たりにすると、この動きを一層加速させていったのである。加えて自由主義、民主主義、人権の尊重といったヨーロッパ的価値への親近感もこれを推進する大きな役割を果たしてきた⁽¹⁴⁾。にもか

かわらず、EU加盟を直前にしてその中心的メンバーであるフランスやドイツと足並みを揃えることはなかったのであった。

加えてEU加盟への道のりはヨーロッパ化 (Europeanization) と呼ばれるように、西欧民主主義を根底とする思考様式、行動様式に合致させていくプロセスでもあった。¹⁵⁾ そしてそのために必要な基準を満たしていると判断されたからこそ、中・東欧諸国の加盟は認められたのであった。しかしイラク戦争においてはフランスやドイツの思考様式とは反対に、アメリカを支持したのであった。

安全保障パートナーとしてのアメリカの重要性は欠くことのできないものであろう。しかし「対EU」という面に限定して考えるならば、この時の決断によってフランス、ドイツとの関係が悪化し、目前に迫った加盟の実現も影響を受けるリスクも存在したのであった。この時、中・東欧諸国がこのEU諸国との関係をどう考えていたのか、その上でアメリカを支持した理由は何であったのかという点が検討すべき課題であると考ええる。

三 国際制度への加盟が引き起こす対立—リアリスト制度論の視点—

ここまでの考察を踏まえた上で、本稿はEUという国際制度に加入することによって生じる対立に着目し、このことが中・東欧諸国がEUの中核をなすフランス、ドイツではなく、アメリカを支持する要因になったのではないかという議論を提示する。

通常の国際関係論の理解では国際制度は協調を促すものと論じられてた。例えばネオリベラル制度論は国際制度が国家間の関係において生じるコスト（交渉、取引、情報、監視）を下げ、それにより長期的利得を見込めるよう

になるため、協力は可能になると論じてきた。⁽¹⁶⁾つまり、制度が国家間の協力を妨げる囚人のジレンマ的状况を解決することに寄与しているという考え方である。これに加え、コンストラクティヴィズムの観点からも国際制度、特に民主的な理念に基づくものは協調を促すと説明されてきた。具体的にはEUやNATOといった西側の国際機構は中・東欧諸国に自由民主主義、人権の尊重、法の支配といったルールの受け入れを促し、最終的には共同体意識が形成されていくと論じられてきた。⁽¹⁷⁾

確かに国際制度にはこのような機能があり、中・東欧諸国もその恩恵を期待し、また民主的価値を受容することでEU加盟を希望したのは事実であろう。しかし制度に入ることによってその内部で新たな対立が生じることもあるのではないだろうか。例えばこの点を指摘した先行研究には、ロナルド・クレブスのリアリスト制度論 (realist institutionalism) という議論がある。⁽¹⁸⁾彼はこのことをギリシャとトルコのNATO加盟を事例に論じている。両国はNATO加盟以前、共通の敵であるソ連に対抗すべく協力関係を深めつつあったが、NATOへの加盟が認められたことでソ連という「第一の脅威」は減少し、代わって「第二の脅威」である両国の積年の対立が顕在化し始め、関係は以前より悪化したのであった。すなわちNATOという制度への加盟がきっかけとなって対立が再燃したのである。制度によって国家間の関係が改善するのではなく、(国際関係論の伝統的な理論である) リアリズムに基づく対立関係が再び表面化することから、クレブスはこの分析視角をリアリスト制度論と呼んでいるのである。制度内部の対立という非常に示唆に富む見方を提示していると考ええる。

本稿はこのリアリスト制度論を援用し、またこれを発展させるべく二つの新たな理解を加える。一点目は制度内の利害対立である。単純に考えてみて、国際制度でプールされる予算は加盟国の数で分割されるため、当然加盟国が増えれば一国あたりの取り分は減少することになる。まして新規加盟国に十分な財政貢献が期待できない場合

はなおさらである。¹⁹ 中・東欧諸国のEU加盟においては農業補助金の支給をめぐるこの問題が生じたのであった。つまり農業国であるこれらの国が加盟すれば、EUの財政に多大な負担となるため、予算配分をめぐる対立が生じることになったのである。

また同じような国の間では問題にならないルールが、状況の異なる国との間では問題になることも考えられる。これまでEUの既加盟国の間では「人の移動の自由」という原則は問題なく機能していたが、相手が中・東欧諸国となると、安価な労働力が移民としてEU市場に流入することが懸念されたのである。これにより既加盟国の失業率は上昇し、また移民の受け入れの問題が発生すると危惧されていた。

そのため、既加盟国はゲート・キーパーとして新規加盟国が入ることで生じる不利益を極力減らすべく、様々な条件を提示したのであった。具体的には中・東欧諸国に対し農業補助金の支給、ならびに人の移動に関する制限を設けることをその加盟条件としたのである。²⁰ この現実を目の当たりにし、新規加盟国の中では「二級メンバー」として扱われることに強い不満を募らせることになった。

では、新規加盟国はこのような下位の地位に甘んじ続けるであろうか。そこで考えられるのが、「内部」の決定に影響を及ぼすことができない国は「外部」に協力者を求め、その力を利用することでこれに対抗しようとすることである。中・東欧諸国はアメリカと良好な関係を築き、その影響力を後ろ盾としてEUの既加盟国に対峙しているとしたのであった。

中・東欧諸国はEU加盟の確約が取れるまでは慎重な姿勢を取らざるを得なかった。しかし二〇〇二年一月の欧州理事会にて第五次拡大が決定されると、(象徴的なことではあるが)その約一ヶ月後にイラク戦争支持を表明したのである。逆に考えてみるならば、もし中・東欧諸国が信じがたいほどの好条件でEUを迎えられ、またそれ

がフランス・ドイツとの関係悪化によって失われてしまうのであれば、これらの国はどこまでアメリカを支持できたであろうか。ところが現実には加盟後も続く不利な状況が待っており、このことが新規加盟国の反発を生むことになったのである。

二点目は国際制度のあるべき姿をめぐる見解の相違である。多様なメンバーを抱える国際制度であればあるほど、それぞれの考えが異なる可能性が高くなると考えられる。例えばある国は外部に対して開かれた性質を望み、別の国は内部のメンバーだけが恩恵を享受できるような閉ざされた性質を望む、といった場合である。とりわけ安全保障上の「庇護」を期待する国家は後者のような「排他的 (exclusive)」な性質を好むと考えられる⁽²⁾。

この見解の相違はロシアとの関係において見ることができ。中・東欧諸国のEU加盟交渉が行われていたちょうどその時、EU諸国とロシアの経済取引は増え、両者の相互依存が深化しつつあった。既加盟国はこのような相互依存関係はロシアの市場経済の安定化、さらに法整備の促進に通じると考え、好ましいものと捉えていた。しかし、ロシアの脅威からの庇護を求める中・東欧諸国はこれをロシアへの依存（特にエネルギーという重要な分野での依存）と捉え、改めて安全保障政策におけるアメリカの重要性を認識することになったのである。

このことは国際関係論において長い間議論されてきた「相互依存」をめぐる論争に関係しているよう。すなわち貿易の増加は国家間の関係を複雑にし、対立をエスカレートさせにくい状況を形成するのか、それとも相手国への依存度が増加し、自国の脆弱性が増す結果となるのかという議論である⁽³⁾。この二つの異なる理解がEUの既加盟国と新規加盟国の間に生じることになったのである。

本稿はこのことがEU加盟を目前にして中・東欧諸国がアメリカを支持した理由であると考ええる。もしこの議論が正しいのであれば、EUから提示された加盟条件に「強い」不満を持つ国ほど「強く」反発し、外部アクターに

協力を求めるのではないだろうか。このことが顕著に見られたのはポーランドであった。中・東欧諸国の中でも最大の農地を有し、最大の労働人口を抱える分、ポーランドが被った不利益は大きく、強い不満を募らせることになった。実際、ポーランドはアメリカを最も強く支持し、唯一イラクに戦闘部隊も派遣した国でもあった。そこで議論を明確にするために、以下の事例研究ではとりわけポーランドに焦点を当てながら議論を展開していく（その上でチェコ、ハンガリーとの違いについても比較して考察する）。ポーランドのイラク戦争への参加は冷戦後の外交政策において「最も議論を呼んだ活動」と呼ばれ、またこの決断は「悪夢のようなジレンマ」に面することになったと言われているように、決して安易に下されたものではなかった。そこでポーランド（ならびに他の中・東欧諸国）がEU加盟にいかなる期待を持っていたのか、またこれに反しどのような制約が課せられたのかを明らかにしながら、アメリカ支持を表明するまでの過程を考察していく。

四 EU加盟への期待と落胆—制度内部での利害対立—

(1) 経済圏の拡大

二〇〇四年に予定されていた「第五次拡大」によりEUは四億五〇〇〇万人、域内GDPが九兆六〇〇〇億ユーロの巨大市場を形成することが見込まれていた。アメリカの経済力、さらには中国、インドといった新興国の台頭を考慮するならば、市場の拡大はグローバル経済の競争における優位性を創出する可能性があった。その域内ではモノ・ヒト・サービス、資本が自由に移動できる統一的なビジネス環境が整備され、貿易の障壁や国境での通関手続きがなくなることから、資本主義体制への転換を果たしつつあった中・東欧諸国にとってEU加盟は魅力的なも

のであった。加盟により①EU諸国との貿易に対する関税・数量制限の撤廃、域外に対する共通関税率と共通通商政策の適用、②共通農業政策（C A P : Common Agricultural Policy）により農業分野の市場統一、輸出補助金や市場介入による域内価格の安定、財政の一体化、③単一通貨ユーロの使用により変動相場制下での為替の乱高下リスクの低下、為替の交換手数料の撤廃、通貨発行のコストの削減、④天然ガス・パイプライン、送電網、送ガス網、道路、鉄道などのEU基準での整備といったことが期待できた。²⁵⁾

もちろん、社会主義体制から資本主義への転換は国有企業労働者の犠牲と痛みを伴うものであった。体制転換後、貧富の差は拡大し、失業者の増加、二〇パーセント台のインフレ、人口の三割が貧困ライン以下へ転落するといった大きな混乱が生じることになった。²⁶⁾しかし、二〇〇〇年には中・東欧諸国の国民所得は市場経済への移行による縮小から回復し、一九八九年の水準に戻る。その過程で大きな役割を果たしたのがEU諸国との貿易であった。三倍に伸びた輸出額の約七割、三・五倍に伸びた輸入額の約六割がEU諸国との取引によるものであった。中・東欧諸国にとっては輸入超過ではあったが、それでもソ連依存の貿易構造の解体に貢献することとなった。²⁷⁾

また単一経済圏への参加により投資環境が整備されることも期待できた。EU加盟前から既に民間企業によって中・東欧諸国への直接投資、進んだ生産技術を伴った設備投資が行われていたが、特にそれはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニアの五カ国に集中しており、二〇〇二年末までに総額二二〇〇億ドルの受け入れがあった。これによって製造業における外資系企業の輸出シェアが伸び、対EU貿易収支はこれまでの赤字傾向から二〇〇〇年以降は改善しつつあった。例えば一九九三年から九八年にかけて製造業輸出に占める外資系企業の割合はポーランドで三六・一パーセントから五二・四パーセントへ、チェコでは一四・九パーセントから四七・〇パーセントへ、ハンガリーでは五二・二パーセントから八五・九パーセントへ増加しており、EU諸国の企

業による投資が果たした役割は決して少なくはなかったのである。⁽²⁸⁾ こうした成長を背景にし、中・東欧諸国はEU加盟を強く希望していたのであった。

(2) 加盟に向けた取り組み

一九九〇年から一九九六年にかけて中・東欧諸国はそれぞれEU加盟に向けて「欧州協定」を締結している。また一九九三年には欧州理事会から「コペンハーゲン基準」という加盟候補国が満たすべき政治、経済、法律などの分野における三一項目の条件が提示されている。その内容は民主主義、法の支配、人権、マイノリティの権利尊重を満たしているかという政治基準、市場主義経済に耐えうる能力を有しているかという経済基準、加盟国としてEUの要請に応じられるかという義務遂行力基準である。これに基づき中・東欧諸国はそれぞれの国内法と照合させながら、EU法の体系を国内制度に取り入れていった。その後、一九九四年の「加盟前戦略」、ならびに一九九七年の「アジェンダ二〇〇〇」によって中・東欧諸国の加盟に向けた政策課題がまとめられ、具体的な予算の上限や分担金の調整などが決められていった。⁽²⁹⁾

これに加え、EU加盟には「アキ・コミュノテール」と呼ばれる共同体法の受け入れも求められていた。この八万ページに及ぶ法体系の受容が新規加盟国に求められた理由は、EU内部での競争条件を揃え、共同市場内の経済活動に問題が生じるのを防ぐことにあった。社会主義体制からの転換、民主化、EU法に適合する国内改革が完了している必要があったため、中・東欧諸国への拡大にはこのような段階を踏む必要があったのである。それ故、過去の拡大プロセスにおいては存在しなかった基準が中・東欧諸国に課されることとなったのである。⁽³⁰⁾

ただ懸案となったのが中・東欧諸国と既加盟国の間の経済格差であった。その差は顕著で一人あたりのGDPを

見ると、一九九七年のEU平均を一〇〇とした時、チェコは五八、ハンガリーは三七、ポーランドは三二であった。その他の国でもスロヴェニアの五九を除けば、五〇にも満たない状況であった。⁽³¹⁾そのため、EUは欧州協定発効前からPHARE（ポーランド・ハンガリー支援プログラム）両国への民主的な行政組織確立のための支援、後には他の中・東欧諸国、バルト諸国にも拡大）やISPA（運輸・環境インフラ支援）、SAPARD（農業構造改善・農村開発支援）を通じて財政支援を行っており、加盟後も二〇〇四年から二〇〇六年に総額約四〇八億ユーロの支援を予定していた。⁽³²⁾このように複数の段階を経て、またEU側にも多額の支出を伴って加盟準備が行われたのがEUの第五次拡大の特徴であった。

(3) EUとの加盟交渉―「二級メンバー」として扱われる中・東欧諸国の不満―

中・東欧諸国がEU加盟に大きな期待を寄せていた一方、既加盟国は経済レベルが異なる国が参入することで被る不利益を危惧していた。そのため加盟に際し制約を設けたい思惑があり、このことが中・東欧諸国との間に軋轢を生むことになった。

その一つ目は農業分野のCAP・構造基金をめぐる配分問題である。EUのCAPとは農業の生産性の増大、農業従事者の公正な生活水準の確保、市場の安定、供給の安定、消費者への合理的な価格の維持を目的とし、一九六二年に開始された政策である。域内の農産物市場を単一化し、また主要農産品に独自の価格を設定し、市場価格を下回った場合には補助金を交付して買い支えるなどして農家を守ってきた。

このCAPをめぐる既加盟国と新規加盟国の間に対立が生じることになった。拡大によりEU全体の農業従事者数が七〇〇万人から一一〇〇万人に増加し、農地面積は五〇パーセント拡大することから、既加盟国はCAP予算

の増額を問題視していた。これに加え安い労働力で生産された農産物がEU市場に出回るのである。他方、中・東欧諸国、中でもヨーロッパ「大陸の中でも最も広く、最も肥沃な地」を持つポーランドはCAPによる農業支援を期待していた。³⁴ 同国の農地面積はドイツと同じ一七〇〇万人ヘクタールであるが、農家の数は七倍以上の二九〇万户で、しかもその半数は二ヘクタール未満の零細農家であり、また単位面積当たりの収穫高は約半分であった。³⁵ そのためポーランドはEUからの補助金がこの状況を改善し、さらには開かれたヨーロッパ市場への輸出につながることを望んでいた。

結果、加盟交渉は難航し、一時はポーランドにはCAPを適用しないことも議論されたほどであった。最終的に既加盟国の農業地域への打撃、ドイツなどの補助金負担国の不満を抑えるため、新規加盟国が補助金を受け取るまで一〇年の移行期間を設けることが決められた。これにより加盟一年目は配分額の二五パーセントしか受け取れず、二〇一三年になって初めて一〇〇パーセント受け取れることになった。³⁶ このような制限は過去の拡大においては設けられなかっただけでなく、CAPで保護を受ける既加盟国の農産物と競争することになることから、中・東欧諸国は強い不公平感を抱くことになっている。³⁷ こうした決定は「ポーランド国民にとって受け入れ難い」(イェジ・ブゼク首相)ものであり、³⁸ 「ポーランドはEUの二級メンバー(second-class EU member)になる」(プロニスワフ・ゲレメク外相)という不満が発せられている。³⁹

その一方、EUへの分担金は既加盟国と同率に設定され、GDP比の一・二七パーセントの拠出が求められたのである。この場合、EUからの補助金の受給よりも分担金の出費の方が多くなる国も出てくるため、中・東欧諸国はこれに強く反発している。その妥協策として、欧州委員会が二〇〇四年から〇六年にかけて三億八〇〇〇万ユーロの財政支援を行うこととなったが、中・東欧諸国にとってはEUに対する失望が増していったことは想像できよ

う。⁽¹⁰⁾

これに加え、既加盟国が不安視したもう一つの問題は中・東欧諸国からの移民流入の可能性であった。特に国境を接するドイツ、オーストリアは懸念を表明している。欧州委員会の統計では拡大後、年間七一五万人うち三分の二はドイツが、一割はオーストリアが吸収すると予想されていた。⁽¹¹⁾そして安価な労働力がヨーロッパ市場に大量に流入することになるのである。例えば二〇〇一年の月平均労働賃金がドイツでは三五一一ユーロ、オーストリアでは三四三七ユーロであったが、ポーランドは七九一・八ユーロ、チェコでは六六〇・六ユーロ、ハンガリーでは六一三・八ユーロであったように、低賃金の労働者が入ってくることによりEU諸国の国内では失業率の上昇が恐れられていた。ただでさえ失業率の高さに悩まされていたこともあり、ドイツではポーランドからの、オーストリアではスロヴェニアからの不法入国者流入の恐れがメディアで書き立てられ、EUの東方拡大が具体化してくると人の移動の制限は公然と議論されるようになったことが指摘されている。⁽¹²⁾

これに対し欧州委員会は二〇〇一年四月、最大七年まで既加盟国は移民制限措置を設けることを許可した。より詳細には新規加盟国からの労働者に原則として五年間は入国制限を継続でき、EUが労働市場への影響を調査し、必要と認めればさらに制限期間を二年間延長できるというものであった。⁽¹³⁾第五次拡大においてこの制限から免除されたのはマルタとキプロスのみであったが、EUの基本原則に矛盾するような制約は中・東欧諸国の間に不信感を生むことになった。ポーランドのレシエク・ミレル首相は「境界を設けることにはある意味、EUの価値、理念を損なうものである」と述べ、⁽¹⁴⁾また同国のEU加盟交渉団代表はこれを「受け入れがたい内容だ」と批判し、⁽¹⁵⁾ウラジスラフ・バルトシェフスキ外相は既加盟国の「利害むき出しの対応」と評している。⁽¹⁶⁾

こうしたことから、例えばポーランド国内ではEU加盟に対し冷めた目が向けられるようになっていく。一九九

○年代半ばまで世論調査で加盟支持は七〇パーセントから八〇パーセントであったが、九〇年代後半から二〇〇〇年代前半にかけて急落し、五〇パーセントから六〇パーセント台に落ちている。この要因としてはEU側の農業分野における保護主義的政策、加盟後の競争激化に対する懸念、そして雇用不安といった問題が関係していたようである。最終的に国民投票にて「ポーランドだけが加盟しないという選択肢はない」との判断から加盟が決まるが（賛成七七・四五パーセント、反対二二・五五パーセント）、懐疑的な集団も一定数存在したことが分かる。

また加盟交渉における不満は反EU政党への支持に反映されている。二〇〇一年九月のポーランド議会選挙においてアンジェイ・レツペルを党首とするポーランド共和国「自衛」が急成長し、五三議席を獲得して第三党に躍進した（レツペルはその後、二〇〇六年に副首相兼農相に就任する）。自衛は経済自由主義に批判的で、弱者救済を掲げて労働者や年金受給者から支持を集めており、EUに対して批判的な立場を表明していた。加えて「EU加盟はポーランドの文化・制度をゆがめるとしてEUの加盟交渉の一時凍結要求」を唱えていたポーランド家族同盟もこの時の選挙で三八議席獲得している。これまでEU加盟に向けて一辺倒であったポーランドにおいても否定的な主張が散見されるようになっていったのである。

イラク戦争への賛否はEUへの加盟交渉と前後して決定されたのであった。この時、フランス、ドイツが反対を表明したことで、今後も両国が中心となって「EUの外交政策の課題を形成することになるのではないかという不安」をポーランド首脳は覚え、これがアメリカ支持の一つの要因となったことが指摘されている⁽³⁰⁾。つまり、この二つの大国がEU内で影響力を持つ限り、他の加盟国は埋没し、不利な状況が続くということが考えられたのであった。このEU内部での対立によってアメリカとの協力関係が一層重要になり、同国をパートナーとしてこれに対抗

すべく、イラク戦争支持という結果に通じていったのである。

五 EUのロシアへの接近、中・東欧諸国の不安―制度内部での見解の相違―

EUの拡大をめぐる既加盟国と新規加盟国の間で生じたもう一つの対立はロシアとの関係をめぐるものであった。先に述べたように、中・東欧諸国の「ヨーロッパ回帰」にはロシアの潜在的脅威、政治不安からの庇護という側面もあった。しかしEUがロシアとの経済的結び付きを深めていくのであれば、この目的は達成できないことになるのである。

当時、ロシアは一九九八年の金融危機を乗り越え、「BRICs」の一角として経済成長を見せていた。⁽⁵¹⁾これに寄与したのがエネルギー輸出の増加である。それまで不安定だった石油・ガスの採掘量が二〇〇〇年代に安定し、さらに原油価格が高騰するという有利な経済環境も相まって、ロシアのエネルギー輸出量、輸出額ともに増加した。⁽⁵²⁾また一九九九年に首相、二〇〇〇年大統領に就任したウラジーミル・プーチンによる国内経済体制の整備も関係しており、「強い国家」、「法の独裁」に基づき中央・地方関係、法制度を整備するなど経済制度を編成し、経済成長を優先した政策を取った。⁽⁵³⁾

これまでEUとロシアは一九九三年には政治協力に関する声明を発表し、九四年にはパートナーシップと協力協定（PCA）を調印するなど友好関係を構築しつつあった。⁽⁵⁴⁾こうしたEUとの経済交流がロシアの法整備を進め、さらには平和的關係の構築に寄与することが期待されていた。実際、（プーチン大統領がWTO加盟に強い意欲を見せていたこともあるが）ロシアでは二〇〇一年から税制改革や外国企業に土地の所有を認める土地法が制定され

ている。⁽⁵⁵⁾このようにEUが中・東欧諸国の市場経済化を促したのと同じ効果をロシアにもたらしたのである。そして今後、ロシアも積極的にEUとの協力関係に関与することが表明されてもいた。⁽⁵⁶⁾

このような相互依存を通じ友好関係が構築されていくのは望ましいことでもあろう。しかし、ロシアに対する脅威認識を持つ中・東欧諸国にとっては必ずしもそうではなかった。表3に示されるように、ロシアからの輸入は年々増加しつつあるが、それがエネルギー分野において顕著であるため、これらの国はEUの経済、政治がロシアの動向に左右される可能性が高くなることを強く警戒したのである。例えばポーランドは「かつての戦車、今日の石油（‘Tanks yesterday, oil today.’）によるロシアの影響力増加を恐れ、エネルギー依存を減らすべく今後はバルト地域やスカンディナヴィア地域からの輸入に切り替え、ヨーロッパ諸国との結び付きを強化しようとしていたのであった。⁽⁵⁷⁾しかしEU諸国の方針はこれと逆行するものであった。EUの脆弱性が増していくのであればロシアの脅威からの庇護は期待できなくなるのである。

イラク戦争を前にしてフランス、ドイツは（同じくこの戦争に反対する）ロシアと連携を深めていった。これを見た中・東欧諸国は「直感で」アメリカとのつながりを強化する必要性を認識したとロナルド・アスムスとアレクサンドル・ヴォンドラは論じている。⁽⁵⁸⁾先に述べたように、既存研究ではポーランドをはじめとする中・東欧諸国がイラク戦争を支持した理由にはロシアへの恐れ、安全保障パートナーとしてのアメリカの重要性が関係していたことが多く指摘される。こ

表3 EU-ロシアの貿易量（10億ユーロ）⁽⁵⁹⁾

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
EU輸入	35.9	63.8	65.9	64.5	70.7	84.0	112.6
エネルギー分野が 占める量、割合	18.3 (51%)	35.8 (56%)	38.5 (58%)	38.6 (60%)	43.0 (61%)	50.4 (60%)	75.8 (67%)

のロシアへのエネルギー依存という観点も含めるならば、EU諸国よりもアメリカを選んだ点は一層明確になると考える。

六 イラク戦争におけるアメリカ支持—その後の状況—

ここまで中・東欧諸国がイラク戦争においてアメリカを支持するに至った過程を考察してきた。尤も同じ中・東欧諸国といってもどのように支援したのかという点は異なっている。ハンガリー、チェコは戦争には参加せず、後方支援に留めたが、ポーランドは有志連合の一員としてアメリカ軍とともに戦闘にも参加し、陸海軍兵員と補給艦一隻、一八四名の兵士、五四名の対テロ特殊部隊（GROM）を派遣している。⁽⁶¹⁾二〇〇三年五月に戦闘終結宣言が出された後にはさらに増派し、二五〇〇名もの兵士を二〇〇五年末まで駐留させており、その協力は一際目立っている。もちろんこのような軍事貢献は国の規模、国内事情にも関係してくるためチェコ、ハンガリーと単純に比較はできないが、それでも最大の農業国であり、最大の労働人口を抱えるポーランドがEU加盟交渉にて多くの不利益を被った事実を考慮するならば、その反動が強いアメリカ支持に関係していると考えるのは不思議なことではないであろう。

では、このアメリカ支持により国際的影響力を確保しようする狙いは報われたのであろうか。軍事貢献が大きかった分、ポーランドにはその見返りがあったようである。例えばイラクの安定化地域の一つではポーランド軍に指揮権が与えられ、二〇〇三年九月から同国の陸軍将校が二カ国からなる九〇〇〇から一万二〇〇〇人の国際部隊を率いている。このことをポーランド自身は「国際舞台において責任感があり、信頼できるパートナーとして信望、印

象が増すことになった」と評している。⁽⁶⁴⁾これに加え、イラク国際調停委員会委員長のポストも与えられ、マレック・ベルカ元財務相が就任している。

さらにイラク戦争という枠を越え、ポーランド人が「国際機関で就いた最も高い地位」と言われるNATO事務総長補佐官（作戦運用担当）のポストも獲得している。⁽⁶⁵⁾当然、NATOにはフランス、ドイツも加盟しているが、アメリカの後押しがあればこそこのような地位を得ることができたのであった。⁽⁶⁶⁾また実現はしなかったもののアレクサンデル・クワシニエフスキ元大統領が国連事務総長に就任する可能性も浮上しており、いずれにしてもアメリカの支援があつたのであった。こうしたアメリカの後ろ盾を背景とし、（一九九一年から開催されている）フランス、ドイツ、ポーランドの首相、外相の会合「ワイマール・トライアングル」にて、ポーランドはアメリカと欧州の仲介者と自認し、このEUの大国と対等な立場を築こうと努めている。⁽⁶⁷⁾EU加盟交渉における不利な状況を考慮するならば、大きな変化であろう。

確かに全てがポーランドの狙い通りであつたという見方はできないようである。イラク復興事業を通じた経済的利益も期待されていたが、軍備品の入札ではポーランド企業がアメリカ企業に敗れ、加えてポーランド市民によるアメリカへのビザなし渡航要求は却下され、失望が広がっている。またそもそもイラク戦争への参加が国内社会において不評であつたこともあり、ポーランド軍への攻撃により戦死者が出たことは当時のレシエク・ミレル政権にとって打撃となつた。二〇パーセント台の高失業率、汚職といった国内問題の要因と相俟つて、二〇〇四年五月一日のEU加盟の翌日、同政権は退陣している。⁽⁶⁸⁾しかし、世論の支持がないことは当初から判明していたのであるから、それにもかかわらずなぜアメリカ支持を表明したのかという点を考えるならば、本稿で考察してきた議論が関係しているのではないだろうか。

EUは共通の理念に賛同し、共通の基準を満たす国が集まって形成される国際制度であるが、現実にはその制度内部において主導権争いが存在しており、それが対抗意識を生むことになるのである。この中において十分な力のない加盟国は常に不利な立場に置かれることになるため、「外部」の大国との連携が重要性を帯びてくるのである。本稿はこの点から中・東欧諸国、とりわけポーランドのイラク戦争支持の理由を考察した。

おわりに

念願であったEUへの加盟を直前にし、なぜ中・東欧諸国はイラク戦争においてフランス、ドイツではなく、アメリカを支持したのであろうか。本稿は国際制度に加入することによって生じる対立に着目してこの問いを検討してきた。中・東欧諸国は当初描いていた期待とは裏腹に、EUの加盟交渉において農業補助金に関する制限、人の移動に関する規制といった厳しい条件を突きつけられることになった。このような「二級メンバー」として扱われることに不満を覚えたが、EU内部の決定に関与することができない以上、状況を変えることは難しかった。このままではEUの中で埋もれてしまうため、外部の大国であるアメリカとの関係強化へと向かい、これを後ろ盾とすることで国際的な影響力を保持しようとしたのであった。

またもう一つの対立点となったのが、ロシアとの相互依存をめぐる見解の違いであった。EU諸国はロシアとの貿易の増加が友好関係の形成に通じると捉え、これを推進しつつあった。しかし中・東欧諸国はロシアに対するEUの脆弱性の増大と捉え、安全保障政策の柱であるアメリカの重要性を再確認することになったのである。このことをEU加盟国への期待と現実のギャップが大きかったポーランドに注目して考察した。

中・東欧諸国のイラク戦争支持の理由として、先行研究ではロシアに対する脅威認識、安全保障パートナーとしてのアメリカの重要性が指摘される。しかしこの要因はそのまま機能したというよりも、「対EU」という文脈の中で見てみると一層明らかになると考える。本文中でも述べたが、仮に中・東欧諸国がEUに極めて好条件で迎えられ、それがフランス、ドイツとの関係悪化によって失われてしまうという状況であったならば、これらの国はイラク戦争において積極的にアメリカを支持することができたであろうか。しかし、現実にはEU加盟にいくつもの厳しい条件を付されただけではなく、これからもフランスとドイツという大国を前にして不利な状況に置かれ続けることが予想されたのであった。こうしたことからアメリカとのつながりが一層重要になったのであった。

この議論が提示する理論的インプリケーションについて考えてみたい。これまで国際制度は国家間関係の利害調整に貢献し、また共通の価値、規範の浸透を促す点が注目されてきた。国際制度に入ることによって国家はこのような恩恵を享受できることはその通りであろう。しかし、その恩恵をめぐる既加盟国と新規加盟国の間で取り合いが生じる可能性もあるのである。また国際制度内部のメンバー全員が必ずしも同じ考えを共有しているわけではない。国際関係論において長らく議論されてきたように、相互依存を友好関係の構築と考える国もあれば、脆弱性を生み出すものと捉える国も存在するのである。こういった対立、見解の相違が制度の内部において生じる可能性もあるのである。本稿はこのことをリアリスト制度論の議論を発展させて考察してきた。

EUの第五次拡大において譲歩を迫られたのは新規加盟国だけではなかった。既加盟国は中・東欧諸国に加盟前から多額の財政支援を行ってきただけでなく、加盟後も継続することに合意している。しかし、このことが既加盟国の国内において自分たちの税金が遠方の国のために使われているという不満を生み出すことになったのである。さらにEUの「人の移動の自由」という原則が移民流入を許し、雇用が奪われる、犯罪が増えるという不安を駆り

立てることになり、反EU政党の躍進にも通じていったのであった。⁶⁹⁾二〇一六年のイギリスのEU離脱をめぐる国民投票の例を見るまでもなく、この問題は今日のEUで大きなテーマとなっていよう。

元々はフランスとドイツの和解、ヨーロッパの不戦共同体の形成という目的からスタートしたEUであるが、今日では中・東欧諸国を含めた国々に拡大し、かつその対象も経済、政治をはじめ、様々な分野での統合にまで広がったことで、加盟国間の合意形成が困難になり、また内部対立が顕在化することが多くなってきている。本稿で考察した議論は加盟国が増えた今日のEUを考察する一つの視座になるのではないだろうか。

参考文献

- 白井陽一郎「規範のための政治、政治のための規範―政体EUの対外行動をどのみるべきか」白井陽一郎編『EUの規範政治』グローバルヨーロッパの理想と現実』ナカニシヤ出版、二〇一五年、九―一九頁。
- 萩野 晃「イラク情勢と中・東欧―ハンガリーの事例から」『法と政治』第五六巻第三・四号、二〇〇五年、二〇九―二四四頁。
- コヘイン、ロバート・O、ナイ、ジョセフ・S（滝田賢治監訳）『パワーと相互依存』ミネルヴァ書房、二〇一二年。
- 小森田秋夫「ポーランドとEU」森井裕一編『国際関係の中の拡大EU』信山社、二〇〇五年、二五一―二八三頁。
- 仙石 学「ポーランドの対米・対欧州政策の変遷―国内政治の視点から」『国際問題』第五三七号、二〇〇四年、五二―六九頁。
- 田口雅弘「東欧の大国ポーランドとEU加盟」田中俊郎、庄司克弘編『EU統合の軌跡とベクトル―トランスナショナルな政治社会秩序形成への模索―』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、三〇―三一九頁。
- 武田 健「EUによる対外的な規範普及のための手段と成功条件―EU新規加盟国と欧州近隣政策」白井陽一郎編『EUの規範

政治 グローバルヨーロッパの理想と現実」ナカニシヤ出版、二〇一五年、一五五—一七二頁。

辰巳浅嗣編『EU 欧州統合の現在「第三版」創元社、二〇一二年。

田中信世「中・東欧の経済発展と外資の役割」『国際貿易と投資』第五四号、二〇〇三年、三一—六頁。

ハーシユマン、アルバート（飯田敬輔監訳）『国力と外国貿易の構造』勁章書房、二〇一二年。

羽場久滉子『拡大ヨーロッパの挑戦 アメリカに並ぶ多元的パワーとなるか』中公新書、二〇〇四年。

羽場久滉子「拡大EUと中・東欧、ワイダーヨーロッパ」『ヨーロッパ東半分』の国際関係』森井裕一編『国際関係の中の拡大EU』、信山社、二〇〇五年、二二五—二四九頁。

羽場久美子（a）「イラク戦争後のEU・NATOの拡大と中・東欧の国際関係」『国際問題』第五五五号、二〇〇六年、三九—四九頁。

羽場久美子（b）「EU統合とナシヨナリズム—グローバル化と『民主化』の帰結」田中俊郎、庄司克弘編『EU統合の軌跡とベクトル トランスナシヨナルな政治社会秩序形成への模索』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、八三—一〇八頁。

羽場久美子「EU・NATOの拡大と中・東欧の『民主化』」羽場久美子・溝端佐登史編『ロシア・拡大EU』ミネルヴァ書房、二〇一一年、九九—一二七頁。

林 忠行「東中欧諸国と米国の単独主義—イラク戦争への対応を事例に—」『ロシア・東欧研究』第三三号、二〇〇四年、四七—五八頁。

東野篤子「EUの東方拡大政策—旧加盟国政府と欧州委員会の立場を中心に—」羽場久美子、小森田秋夫、田中素香編『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店、二〇〇六年、一一三—一三三頁。

東野篤子「拡大と対外関係」植田隆子編『EUスタディーズ（1）対外関係』勁章書房、二〇〇七年、七九—九八頁。

東野篤子 (a) 「コンストラクティヴィズムのヨーロッパ統合研究—EUにおける規範への視角」白井陽一郎編『EUの規範政治 グローバルヨーロッパの理想と現実』ナカニシヤ出版、二〇一五年、二九—四二頁。

東野篤子 (b) 「EUは『規範パワー』か？」白井陽一郎編『EUの規範政治 グローバルヨーロッパの理想と現実』ナカニシヤ出版、二〇一五年、四五—六〇頁。

廣田 功「拡大EUの経済的挑戦—経済統合史との関連で」森井裕一編『国際関係の中の拡大EU』信山社、二〇〇五年、六三—六八頁。

福田 毅「在欧米軍の現状と再編の動向」『レファレンス』第五五卷第八号、二〇〇五年、六七—八九頁。

溝端佐登史「ロシアの移行経済とEU関係」羽場久美子、溝端佐登史編『ロシア・拡大EU』ミネルヴァ書房、二〇一一年、二五—四五頁。

宮島 喬「シティズンシップの確立を求めて」羽場久美子、小森田秋夫、田中素香編『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店、二〇〇六年、八〇—九五頁。

Asmus, Ronald D. and Vondra, Alexandr, 'The Origins of Atlanticism in Central and Eastern Europe', *Cambridge Review of International Affairs*, 18 (2), 2005: 203-216.

Axelrod, Robert and Keohane, Robert O., 'Achieving Cooperation under Anarchy: Strategies and Institutions', *World Politics*, 38 (1), 1985: 226-54.

Checkel, Jeffrey T. and Katzenstein, Peter J. (eds.), *European Identity*, Cambridge: Cambridge University Press, 2009.

Doerer, Fredrik, 'When Governments Ignore Public Opinion in Foreign Policy: Poland and the Iraq invasion', *European Security*, 22

(3), 2013: 413-431.

Doeser, Fredrik and Eidentalk, Joakim, 'Ignoring Public Opinion: the Australian and Polish Decisions to Go to War in Iraq', *Cambridge Review of International Affairs*, 29 (2), 2016: 562-580.

Checiu, Alexandra *NATO in the "New Europe": The Politics of International Socialization After the Cold War*, Stanford, California: Stanford University Press, 2005.

Gordon, Phillip H. and Shapiro, Jeremy, *Allies at War: America, Europe, and the Crisis over Iraq*, New York: McGraw-Hill, 2004.

Hafendorn, Helga, Keohane, Robert O. and Wallander, Celeste A. (eds.), *Imperfect Unions: Security Institutions over Time and Space*, Oxford: Oxford University Press, 1999.

Keohane, Robert O. *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton: Princeton University Press, 1984.

Keohane, Robert O. and Lisa Martin, 'The Promise of Institutional Theory', *International Security*, 20 (1), 1995: 39-51.

Korenemos, Barbara. Lipson, Charles, and Snidal, Duncan, 'The Rational Design of International Institutions', *International Organization*, 55 (4), 2001: 761-799.

Krebs, Ronald R. 'Perverse Institutionalism: NATO and the Greco-Turkish Conflict', *International Organization*, 53 (2), 1999: 343-377.

Krebs, Ronald R. 'The False Promise of the Nobel Peace Prize', *Political Science Quarterly*, 124 (4), 2009: 593-625.

Mouritzen, Hans, 'Choosing Sides in the European Iraq Conflict: A Test of New Geopolitical Theory', *European Security*, 15 (2), 2006: 137-163.

Neumann, Iver B. *Uses of the Other: 'The East' in European Identity Formation*, Minneapolis: University of Minnesota Press, 1999.

論 評
Osica, Olaf, 'Poland: A New European Atlanticist at a Crossroads?', *European Security*, 13 (4), 2004, 301-322.

Risse, Thomas, *A Community of Europeans?: Transnational Identities and Public Spheres*, Ithaca: Cornell University Press, 2010.

Roth, Mathias, 'Poland as a Policy Entrepreneur in European External Energy Policy: Towards Greater Energy Solidarity vis-à-vis

Russia?', *Geopolitics*, 16 (3), 2011: 600-625.

Schimmelfennig, Frank, 'The Community Trap: Liberal Norms, Rhetorical Action, and the Eastern Enlargement of the European

Union', *International Organization*, 55 (1), 2001: 47-80.

Schimmelfennig, Frank and Sedelmeier, Ulrich (eds.), *The Europeanization of Central And Eastern Europe*, Ithaca, Cornell University

Press, 2005. Jeffrey T. Checkel (ed.), *International institutions and socialization in Europe*, New York: Cambridge University

Press, 2007.

Webber, Mark, *Inclusion, Exclusion and the Governance of European Security*, Manchester: Manchester University Press, 2007.

注

- (1) Gordon and Shapiro 2004: 134より引用。
- (2) 上の経緯に関しては、例えば林 二〇〇四年、四八―五〇頁、Gordon and Shapiro 2004: 128-136参照。
- (3) Gordon and Shapiro 2004: 133. 他、William Safire, 'Surprising Germany', *The New York Times*, 10 February 2003より参照。
- (4) 二〇〇〇年五月にリトアニアの首都ヴィリニユスで出された共同宣言に基づく名称。
- (5) 例として Gordon and Shapiro 2004: 132.

- (6) http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/election_europe/index.html (二〇一七年九月一日アクセス)
- (7) 表1、2はともにMouritzen 2006: 141より引用し作成。
- (8) 福田二〇〇五年、七八頁。本稿の考察対象からは外れるが、例えばアメリカはルーマニアに四〇〇万ドル近くを基地建設に向けたインフラ整備のために援助している(同上 八五頁)。この金額を大きいと捉えるかは議論の余地があるにしても、このような経済支援はあったようである。
- (9) 「駐欧米軍、見直し検討 在独基地縮小も／米紙報道」『読売新聞』二〇〇三年二月一日。「強い対米不信、背景 ロシア大統領、選挙対策も視野 軍縮条約履行停止問題」『朝日新聞』二〇〇七年七月一日。
- (10) 本論の第四節「Schimmelfennig 2001: 49-58」を参照。
- (11) Peter Baker, 'Obama Reshapes a Missile Shield to Blunt Tehran', *The New York Times*, 18 September 2009.
- (12) 羽場二〇〇四年、一七一頁、ならびに羽場 (b) 二〇〇五年、一三三—一三七頁参照。『その他』 Doeser 2013: 414; Mouritzen 2006: 143-146; Asmus and Vondra 2005: 208-209; Osica 2004: 302.
- (13) ヨーロッパ回帰に関しては、例えば東野二〇〇六年、一一五頁; Risse 2010: 76.
- (14) 羽場二〇〇四年、序章、羽場二〇一一年、一一六頁。EU加盟プロセスの包括的考察では、例えば東野二〇〇六年、一一三—一一三頁; Checkel and Katzenstein (eds.) 2009: Chapter 1.
- (15) 例えは Schimmelfennig and Sedelmeier 2005; Checkel (ed.) 2007.
- (16) Keohane 1984; Keohane and Martin 1995; Axelrod and Keohane 1985; Koremenos, Lipson and Snidal 2001.
- (17) Gheciu 2005; Schimmelfennig and Sedelmeier (eds.) 2005; Checkel and Katzenstein (eds.) 2009; Neumann 1999. 『その他』 白井二〇一五年、東野二〇〇七年、東野 (a) 二〇一五年、東野 (b) 二〇一五年、武田二〇一五年。

- (18) Krebs 1999. また彼はノーベル賞という「制度」に着目し、この平和賞が人権活動家に付与されると、(人権活動家が在住する)その国の政府は国際的批判をかわすべく取締りを強化し、「逆効果」を生むことを示している (Krebs 2009)。
- (19) 二〇〇四年の第五次拡大で加盟した一〇カ国のGDPの総計は、既加盟国(当時の一五カ国)の五パーセント程度であった。辰巳編二〇一二年、一〇四頁。
- (20) 拡大による財政負担から生じた対立に関しては東野二〇〇六年、一二四―一二五頁参照。
- (21) 例えばHafendorn, Keohane and Wallander (eds.) 1999参照。またWebber 2007も参考になる見解を提示している。
- (22) コヘイン、ナイ二〇一二年、ハーシユマン二〇一一年を参照。
- (23) Doerer 2013: 414.
- (24) Ostia 2004: 302.
- (25) 辰巳編二〇一二年、二四八―二四九頁。
- (26) 羽場二〇一一年、一〇八頁。
- (27) 廣田二〇〇五年、六六―六八頁。
- (28) 田中二〇〇三年、一三頁、*WIIW Research Reports*, No. 268, August 2000: 22.
- (29) 詳細に関しては羽場二〇〇四年、四八―四九頁参照。
- (30) 羽場二〇〇四年、四八頁。
- (31) 同上二七頁。
- (32) 田中二〇〇三年、五頁。
- (33) 田口二〇〇六年、三〇六―三〇八頁。

- (34) Felicity Lawrence, 'Special Report: The new Europe: Poles fear the yoke of agri-giants: EU accession puts their country back at the heart of Europe, but small farmers believe they are being marginalised', *The Guardian*, 29 April 2004.
- (35) 「EU拡大・光と影 (2) 歴然の経営規模格差 農業進出、西から東(連載)」『読売新聞』二〇〇四年四月四日。
- (36) 羽場二〇〇四年、五二頁、羽場 (b) 二〇〇六年、一〇〇頁。
- (37) 小森二〇〇五年、二六六頁。
- (38) 'EU Integration Clearer After PM's Visit to Brussels', *Polish News Bulletin*, 7 April 2000 から引用。
- (39) 'Poland Still Ready for EU in February 2002', *Polish News Bulletin*, 19 January 2000 から引用。
- (40) 羽場二〇〇四年、五四頁。
- (41) 「EU加盟後も労働者移動制限 欧州委が方針『二級市民扱い』と中・東欧が反発」『読売新聞』二〇〇一年四月二二日。
- (42) 'Monthly labour costs by NACE Rev. 1.1 activity', *Eurostat*, http://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nu/show.do?dataset=lc_an_cosm&lang=en (二〇一七年九月一日アクセス)
- (43) 宮島二〇〇六年、八五—八七頁。
- (44) 同上 八六—八七頁、羽場二〇〇四年、五六頁。
- (45) Susanna Loof, 'EU expansion triggers fears of immigrant invasion from poorer newcomer nations', *The Associated Press*, 25 April 2004 から引用。
- (46) 『読売新聞』二〇〇一年四月二二日(脚注四一参照)。
- (47) 『東方拡大』交渉国に不満 冷めるEU加盟熱 二級国扱い「ご免」『読売新聞』二〇〇一年六月二三日。
- (48) 田口二〇〇六年、三〇八頁。またこの点においてはチェコ、ハンガリーにおいても同様で、EUに懐疑的な政党やナショ

ナリズムに訴える政党への支持が集まることになっている。羽場二〇一一年、一〇八―一二三頁、萩野二〇〇五年、二〇九―二四四頁。

- (49) 仙石二〇〇四年、五八頁から引用。ならびに羽場二〇〇四年、一〇〇頁参照。
- (50) Doerer 2013: 425; Doerer and Eidentalk 2016: 576.
- (51) 溝端二〇一一年、二五―四五頁。
- (52) 'EU-27 and Russia: basic statistical indicators and selected trade figures, 2000-2010', *EUROSTAT*, 69, 2011
<http://ec.europa.eu/eurostat/documents/3433488/5580036/KS-SF-11-069-EN.PDF/11358187-6b78-4b7d-a419-4579fcec455d> (二〇一七年九月一日アクセス)
- (53) 溝端二〇一一年、二八頁。
- (54) PCAの全文は http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2003/november/tradoc_114138.pdf (二〇一七年九月一日アクセス)
- (55) 日本貿易振興機関(シエトロ) 経済分析部「ロシアのWTO加盟と欧州企業のロシア市場戦略」二〇〇五年五月
https://www.jetro.go.jp/ext_images/file/report/05000959/05000959_001_BUP_0.pdf (二〇一七年九月一日アクセス)
- (56) 例えは当時の様子がかかるといっては Ian Traynor and Edward Pilkington, 'Russians begin long trek to EU: Under Putin there has been a key shift in policy as Moscow sees its future in Europe', *The Guardian*, 26 May 2001.
- (57) 'Does Russia Threaten Poland's Energy Security?', *Polish News Bulletin*, 10 December 2004.
- (58) 'Poles Step up Gas Diversification Efforts', *FT Energy Newsletters*, 1 February 2000.
- (59) 溝端二〇一一年、四二頁より修正して作成。
- (60) Asmus and Vondra 2005: 211. EU加盟後もポーランドは他国に働きかけ、EU全体のロシアへのエネルギー依存を減ら

すことを試みている。この点に関してはRoth 2011参照。

- (61) ハンガリーはその対象が文民であるという条件のもと、亡命イラク人反体制派の訓練の場として南部のタサール空軍基地の使用を許可し、その後、二〇〇三年五月に戦闘終結宣言後が出された後、三〇〇名の輸送部隊をイラクに派遣している(同年二月に帰国)。チェコは開戦前に計四〇〇名のNBC(核兵、生物、化学)兵器防護部隊をクウェートに派遣し、開戦後も駐留を続け、また戦闘終結後、一五五名の軍人と文民から構成される医療部隊を送っている(二〇〇三年末に帰国)(林二〇〇四年、五〇—五一頁)。

- (62) 同上、五一—五二頁。またブッシュ政権も中東欧諸国からの支持に応え、連続的に金銭支援を行っており、中東欧諸国全体で三〇億ドルがイラク戦争の支援活動のために支出された。羽場二〇〇四年、一七二—一七三頁。

- (63) Bradley Graham, 'Poland Links Bid For U.S. Aid to Presence in Iraq: Money Sought to Modernize Forces', *The Washington Post*, 10 December 2005.

- (64) *The National Security Strategy of the Republic of Poland*. Warsaw: ARW A. Grzegorzczak, 2003
http://pd.ceu.hu/archive/00002796/01/poland_foreign9_doc.pdf (二〇一七年九月一日アクセス)。その他、レシエク・ミレル首相もこれを「第二次世界大戦後、最も重要な作戦」と評している。Owen Bowcott, 'Poles Lead Peace Effort While US Piles Pressure on Allies', *The Guardian*, 26 July 2003より引用。

- (65) クワシニエフスキ大統領の言葉、羽場二〇〇四年、一七二頁より引用。

- (66) このポストの獲得とイラク戦争におけるアメリカ支持の関連を指摘した当時の議論では 'Polish diplomat to fill new senior NATO post', *Deutsche Presse-Agentur*, 16 May 2003. またアメリカのニコラス・バーンス駐NATO大使が「NATOの中心は東側にシフトしつつある。…(中略)ポーランドはNATOの中で最も強力な国家の一つとして頭角を現してきて

おり、これは重要な転換点である」と評しているように、ポーランドへの協力的な立場を示していた。Daniel Howden, 'US Cancels Handover of Najaf to Polish Troops', *The Independent*, 2 September 2003より引用。

- (67) ここまでの議論は羽場 (b) 二〇〇六年、四三頁を参考にした。
- (68) この点に関しては仙石 二〇〇四年、六六頁、田口 二〇〇六年、三二八頁、小森田 二〇〇五年、二七六頁、羽場 二〇〇五年、二三七頁を参照。
- (69) 例えば羽場 二〇〇四年、五十六頁。